

以下のエアガンは、18歳未満の青少年に使用させないでください。
お持ちのエアガンの対応については、必要があれば事業者にお問合せください。

製品名	X K 9 2 8	事業者 問合せ先	輸入代理店	有限会社サンブリッジ 0 3 - 5 2 4 1 - 1 8 6 3
対象年齢	10歳以上		所属団体	全日本トイガン安全協会 0 4 8 - 2 5 7 - 0 1 1 0
製造者	L H (中国製)			
				
製品名	M 8 9	事業者 問合せ先	輸入代理店	有限会社サンブリッジ 0 3 - 5 2 4 1 - 1 8 6 3
対象年齢	10歳以上		所属団体	全日本トイガン安全協会 0 4 8 - 2 5 7 - 0 1 1 0
製造者	Fei Teng (中国製)			
				
製品名	E L I T E	事業者 問合せ先	製造者	株式会社ケーエスシー 0 5 5 - 2 6 0 - 7 2 0 0
対象年齢	18歳未満用		所属団体	日本エアースポーツガン振興協同組合 0 3 - 3 6 2 3 - 2 6 8 2
				

- ◆ ①・②のエアガンは、事業者への指導後に、店頭で陳列されている在庫品は自主回収したとの報告を受けています。
- ◆ ③のエアガンは、事業者が店頭で陳列されている在庫品を自主回収した後、青少年に販売できるよう威力を弱める改修を行い、再出荷しているとの報告を受けています。このため、事業者に対し、当該エアガンが18歳未満用であるかをお問合せください。

東京都青少年の健全な育成に関する条例及び同施行規則（抜粋）

【条例】

（不健全な図書類等の指定）

第8条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

三 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

（指定がん具類の販売等の制限）

第13条 がん具類の販売を業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関してがん具類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、第8条第1項第3号の規定により知事が指定したがん具類（以下「指定がん具類」という。）を青少年に販売し、又は頒布してはならない。

2 何人も、青少年に指定がん具類を所持させないように努めなければならない。

【施行規則】

（指定がん具類の基準）

第16条 条例第8条第1項第3号の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 弾丸、矢その他の物を発射するのに適し、又はその物自体が投げるのに適した構造を有するもので、物を発射し、又はそのものを投げることにより、人を殺傷するおそれが高いものであること。

平成17年12月22日告示（通称「エアガン」の不健全指定について）

・東京都告示第1492号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号）第8条第1項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成17年12月22日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定番号 1

二 種類 がん具類

三 品名、形状及び構造等

通称 エアガン

圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他の反動力を利用し弾丸を発射させるもので、当該がん具銃用の弾丸を装填して水平射角で発射した場合において、銃口から50センチメートルの地点における弾丸の運動エネルギーが0.135ジュールを超えるもの

四 指定理由

人を殺傷するおそれが高く、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある

（0.135ジュールを超えるものとは、おおむね銃口から3メートルの距離にある四隅を支持持った状態の新聞紙5枚を貫通する力に相当するもの）

問合せ先

青少年・治安対策本部総合対策部青少年課

電話：03-5388-3186